

健康診断の法定項目が変わりました

平成13年10月1日更新

平成13年10月1日から施行

「雇入時健康診断の色覚検査を廃止する等」を内容とする労働安全衛生規則の一部を改正する省令(労働省令第172号)が、平成13年7月16日公布され、平成13年10月1日から施行されました。

今回の改正により、今後の健康診断の健診項目は次のとおりとなります。

雇入れ時健康診断の項目	
	医師の判断により省略可能な項目
既往歴及び職務歴の調査 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 身長、体重、視力及び聴力(1000Hz、4000Hzの音に係る聴力)の検査 胸部エックス線検査 血圧の測定	なし
貧血検査(血色素量及び赤血球数の検査) 肝機能検査(GOT、GPT、 γ -GTPの検査) 血中脂質検査(血清総コレステロール、HDLコレステロール、 血清トリグリセライド量の検査) 血糖検査	なし
尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査) 心電図検査	なし

一般健康診断の項目	
	医師の判断により省略可能な項目
既往歴及び職務歴の調査 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 身長、体重、視力及び聴力(1000Hz、4000Hzの音に係る聴力)の 検査 胸部エックス線及び喀痰検査 血圧の測定	・身長→20歳以上の者 ・聴力→35・40歳を除く45歳未満の者 については他の方法で可 ・喀痰→エックス線検査で病変の発見さ れない者、又はエックス線検査 によって結核発病のおそれがな いと診断された者
貧血検査(血色素量及び赤血球数の検査) 肝機能検査(GOT、GPT、 γ -GTPの検査) 血中脂質検査(血清総コレステロール、HDLコレステロール、 血清トリグリセライド量の検査) 血糖検査	この項の4項目 →35歳を除く40歳未満の者
尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査) 心電図検査	・尿中の糖の有無の検査 →血糖検査を受けた者 ・心電図検査→35歳を除く40歳未満の者

(注) 1 雇入時の健康診断においては、すべての項目について省略できない。

2 聴力については、オーディオメーターを用い、通常、雇入れ時は1000Hz・4000Hzの周波数で30dB、定期健康診断では1000Hzは30dB、4000Hzは40dBの音圧の純音を用いて行う。

- 3 血糖検査については、医師が必要と判断した場合には、同一検体を利用して糖化ヘモグロビンA1cを行うことが望ましい。
- 4 身長は20歳以上の者については医師の判断により省略可能ですが、BMIの算出のためには身長を把握する必要があるため、身長の検査を行わなくともその値が把握できると医師が判断した場合に限り省略できることにご留意ください。
- 5 心電図検査については、安静時の標準12誘導心電図を記録するものです。

◎健康診断は、労働者の健康管理の第一歩です。

適正な健康診断を実施して、労働者が健康で元気に働けるようにしましょう。

[最寄りの労働基準監督署 法改正一覧に戻る。](#)

[労働衛生課関係インデックスに戻る](#)

神奈川労働局 労働衛生課
TEL 045-211-7353

[page top](#) ↑